

浪江町移住相談窓口業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 要項の目的

本業務は、浪江町への移住希望者のニーズにきめ細かく、かつ柔軟に対応するためのワンストップで支援する相談拠点の設置をはじめ、移住者獲得に向けた活動や、移住後の相談支援等、移住・定住に関連する業務を一体的に取組むことで、移住・定住の促進を図るものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

浪江町移住相談窓口業務委託

(2) 業務の目的

浪江町では浪江町復興計画(第三次)及び「浪江町移住・定住促進中期戦略(2021～2025)」に基づき、「新しい取組みへのチャレンジ、交流人口・関係人口の拡大など、町の魅力を高め、広めることで、新たな町民が増える町を目指す」ことを新たに掲げ、域外からの流入人口を増やすこと目指している。

本事業では、相談員による個別支援を通じ、移住希望者のスムーズな受け入れと定住を支援する。相談窓口の運営や移住相談会への出展を通じ、移住に関心を持つ方々と直接対話し、情報提供や課題解決を行う。また、浪江町への移住の関心を高めることを目的とした情報発信を積極的に行う。移住検討者及び町民の町内視察ツアーや開催し、移住検討者と町民との繋がり作り及び町内環境を知る機会をつくる。町内企業と移住検討者とのマッチングを図るツアーや企画し移住への関心をより具体的に高める。移住者に対するサポートを行う。これらの取り組みにより、移住意欲を高め、浪江町の持続可能なコミュニティづくりを進め、新たな住民の移住定住の促進を図る事業である。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※なお、業務実績等踏まえ両者合意の下、次年度の契約を継続する場合もある。

3 委託料の上限額

31,500千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※相談窓口初期開設費含む。

4 プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

5 プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、本業務の実施にあたり必要とされる能力等を有する事業者を選定するために実施するものである。

よって、実際に実施する内容については、提案内容をそのまま採用するものではなく、別途町と本件業務の仕様上の詳細について協議したうえで内容を決定し実施することとなることから、協議の過程において提案内容が変更となる場合もある。

6 応募資格

応募者となる者は以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 参加表明書を提出時点で法人登記の住所が町内に本店又は支店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (3) 公告日から受託候補者決定までにおいて、浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(平成 20 年 12 月 25 日告示第 68 号)による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 公告日から受託候補者決定までにおいて、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用している者

7 コンソーシアムで参加する場合の留意事項

- (1) コンソーシアムで参加する場合は、コンソーシアムの名称をつけることとし、当該委託業務を共同で受託する意思を明確にした協定書や覚書(代表構成員及び構成員の記名押印した書面)を締結すること。書式は任意とする。
- (2) 本要項「6応募資格」(2)から(5)まではコンソーシアムを構成する全ての事業者が、(1)についてでは代表構成員が要件を満たすこと。
- (3) 代表構成員又は構成員が、単独の事業者又は他のグループの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと

8 プロポーザルの日程及び提出期限等

(1) スケジュール

項目	日付及び詳細
募集要項の公開	<u>令和7年12月5日(金)から</u> 町ホームページからダウンロードすること。
参加表明書の提出	<u>令和7年12月26日(金)17時まで必着</u> 第1号様式参加表明書を1部、コンソーシアムで参加する場合は第2号様式グループ名簿兼委任状も1部事務局へ持参、郵送又はメールにて提出すること。 ※ 第1号様式参加表明書には、登記事項証明書(会社・法人)を添付すること。
質問書の提出	<u>令和7年12月19日(金)17時まで必着</u> 第3号様式質問書により、事務局へ持参、郵送又はメールにて提出すること。 第1号様式参加表明書を提出した者のみ質問することができる。原則として、電話等口頭による質問は受け付けないので留意すること。
質問書への回答方法	令和7年12月24日(水)までに町ホームページへ掲載する。
参加資格の結果通知	令和8年1月9日(金)までにメールにて通知し後日郵送する。
申込み及び企画提案書の提出	<u>令和8年1月26日(月)17時まで必着</u> 事務局に持参もしくは郵送すること。 郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限までに確実に到着するよう留意すること。 【提出書類】 ①第4号様式応募申込書、②第5号様式誓約書、③同種・類似業務の受託実績(任意様式)、④企画提案書(浪江町移住定住相談窓口業務委託仕様及び企画提案書作成要領10企画提案書の体裁等の内容による)、⑤見積書 【提出部数】 正本1部、副本8部 提出する際は、①～⑤の書類をフラットファイルに綴じ込み、上記部数提出すること。
一次審査実施	令和8年2月2日(月)
一次審査結果の通知	令和8年2月4日(水)までにメールにて通知し後日郵送する。
二次審査実施	令和8年2月10日(火)
審査結果通知	令和8年2月12日(木)

契約締結	令和8年度当初予算が成立し、かつ福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備事業)の交付が決定された後に契約締結となる。
------	---

(2) 事務局(各種書類提出先)

浪江町 企画財政課 移住推進係

住所 〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

電話 0240-23-5764 メール namie12020@town.namie.lg.jp

9 同種・類似業務の受託実績

(1) 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

(2) 任意様式とするが、事業名、契約日、事業完了日、発注者名を記載し、業務及び成果品の内容が分かるような資料を提出すること。

(3) コンソーシアムで参加する場合は、代表構成員または構成員の受託実績を提出すること。

10 企画提案書等の内容

応募者は、本業務の実施について「浪江町移住定住相談窓口業務委託仕様及び企画提案書作成要領」及びそれに付随する資料により企画提案書を作成すること。

11 見積書の作成

(1) 「浪江町移住定住相談窓口業務委託仕様及び企画提案書作成要領」の5業務内容に沿った内訳書を税抜きで作成し、消費税及び地方消費税額を加算した金額を見積金額とすること。

(2) 件名は、「浪江町移住相談窓口業務」とすること。

(3) 宛先は、「浪江町長 吉田 栄光」とすること。

(4) 団体名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

12 審査に関する事項

(1) 受託候補者の審査方法

本事業に対する応募があった場合は、町が設置する審査委員会において書類審査(一次審査)を実施し、評価点数の合計が審査員配点合計の6割以上で、提案企画が特に優れていると判断された上位者(3者)について、プレゼンテーション審査(二次審査)を行い、二次審査の評価点数が最も高い者を受託候補者とする。ただし、事業者の評価点数が同じ場合は、見積額が安価な事業者を上位とし、さらに見積額が同額の場合は、後日事業者同士による抽選を行い、その順位を決定する。

また、応募者がいずれも一次審査において、評価点数の合計が審査員配点合計の6割に満たない場合、二次審査を行わず、受託候補者としない。

なお、書類審査(一次審査)において、評価点数の合計が審査委員配点合計の6割以上の応募者が1者又は2者だった場合も二次審査を実施し、受託候補者を選定する。

(2) 一次審査

応募のあった企画提案書について、下記(5)の審査基準及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位者(3者)を選定する。

ただし、上位者が3者未満の場合は2者以下とする。

(3) 二次審査

(ア) 企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則して認めない。ただし、企画提案書及び「同種・類似業務の受託実績」に記載した映像(ダイジェスト版など)については、町で用意したプロジェクター等にて投影することができる。

(イ) 出席者は1事業者につき3名以内とする。

(ウ) 1事業者の持ち時間は30分程度(説明20分以内、質疑応答10分程度)とする。

(エ) 実施会場及び日時については、別途通知する。

(4) 受託候補者の選定

(ア) 下記(5)の審査基準及び配点に基づき実施する企画提案書の一次審査(書類審査)により選定した上位者(3者)が二次審査に進み、プレゼンテーションの内容を下記(5)の審査基準及び配点に基づき再審査(評価)し、最も優れていると判断された事業提案者を受託候補者として選定する。

なお、二次審査においては、一次審査の評価点数は加味しない。

(イ) 令和8年2月12日(木)の決定を予定しているが、委員の日程や応募数などにより変更となる場合がある。

(5) 審査基準及び配点

一次審査・二次審査 共通審査基準(企画提案書審査基準)

(ア) 浪江町移住相談窓口業務委託の実施			
企画提案	評価項目	評価の視点	配点
事業内容	浪江町の現状分析及び課題認識	当町の地域特性、現状、抱える課題について十分な調査と理解が反映されているか。	10点
	移住相談の実行性	住居、仕事及び生活等の地域状況を把握する方法を具体的に提案しているか。 移住相談者に対する対応方法について、効果が期待できる内容になっているか。	20点
	移住促進プロモーションの手法	情報発信の手法や取り組みが具体的に提案され効果的で実効性のある提案内容になっているか。	10点
	町内視察ツアーア・就労体験ツアーアの実施計画	他地域や過去の成功事例等を参考に、独自の視点・アイデアを活かした取り組みが提案されているか。	10点
	定着支援の手法	移住後のフォローアップについて、具体的かつ効果が期待できる内容が示され、継続的な定住促進の取り組みとして提案されているか。	5点
連携・協働体制	地域連携・協働体制の取り組み	地域住民や関係者との定期的な情報発信、意見交換、フィードバックの仕組みが整えられているか。 地域連携等による具体的な移住促進につながる取組みが示されているか。	15点
	不動産事業者等との連携体制	住まいの物件案内のため、不動産事業者や物件所有者との連携体制が提案されているか。	5点
	事業者等との連携体制	就業・起業案内のため、町内外の事業者や関係機関との連携体制が提案されているか。	5点

(イ) 実施体制及び過去の業務実績			
企画提案	評価項目	評価の視点	配点
実施体制及び過去の実績	事業遂行に適した組織体制の構築状況	業務遂行が可能な相談員が適切に配置されているか。	10 点
	過去の事業実績	同種・類似事業の実績等、コミュニティづくりの経験が評価に資するか。	5 点
(ウ) 予算・費用対効果			
企画提案	評価項目	評価の視点	配点
事業費	費用対効果	経費の内訳や算出根拠が明確に示され、合理的な積算となっており妥当な価格か。	5 点

(6) 審査結果

- (ア) 審査結果は、応募者に対して書面で通知する。
- (イ) 受託候補者及び審査結果は町ホームページにて公表する。
なお、公表の際は、受託候補者以外の応募者の団体名等は非公表とする。
- (ウ) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義誠実の原則に反する行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

13 契約に関する事項

町は、受託候補者として決定した者と詳細な協議の上、所定の手続きにより委託契約を締結する。この場合において、提案内容の変更も詳細の協議に含まれる。また、受託候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を候補者とみなす。

14 その他留意事項

- (1) 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書及び関係書類については返却しない。
- (3) 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。

- (4) 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用及び責任において解決するものとし、かつ、町に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。
- (5) 参加申し込み後、企画提案を辞退する場合は、第 6 号様式参加申込辞退届にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和 8 年 1 月 16 日（金）17 時までに受付窓口へ持参、郵送又はメールにて提出すること。なお、郵送又はメールにて辞退を表明する場合は、併せて、浪江町企画財政課移住推進係に電話で企画提案を辞退する旨の連絡をすること。
- (6) 本件公募型プロポーザルは、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に有効な業務委託契約を締結することが可能になるため、町議会の 3 月定例会において当初予算が否決される等して予算が成立しなかった場合は、本件プロポーザルにより受託候補者を決定した場合であっても当該業務委託契約を締結しない。
また、予算が可決されなかった場合又は否決された場合においては、受託候補者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じないものとする。